

第1章 総則.....	4
第1条 (適用)	4
第2条 (約款の変更)	4
第3条 (定義)	5
第4条 (単位および端数処理)	7
第5条 (実施細目)	7
第2章 契約の申込み.....	8
第6条 (契約の申込み)	8
第7条 (契約の解除)	9
第8条 (契約の成立および契約期間)	9
第9条 (供給準備その他必要な手続きのための協力)	9
第10条 (需要場所)	9
第11条 (契約の単位)	10
第12条 (供給の開始)	10
第13条 (供給の単位)	10
第14条 (承諾の限界)	10
第3章 契約種別および料金.....	11
第15条 (契約種別)	11
第16条 (従量メニュー)	11
第17条 (手続きに関する費用等)	16
第4章 料金の算定および支払い.....	17
第18条 (料金の適用開始の時期)	17
第19条 (検針日)	17
第20条 (料金の算定期間)	17
第21条 (使用電力量の計量)	18
第22条 (料金の算定)	18
第23条 (日割計算)	18
第24条 (料金の支払義務)	19
第25条 (料金その他の支払方法)	19
第26条 (延滞処理)	19
第5章 使用および供給.....	21
第27条 (適正契約の保持)	21
第28条 (需要場所への立入りによる業務の実施)	21
第29条 (電気の使用にともなう契約者の協力)	21
第30条 (供給の停止)	22
第31条 (供給停止の解除)	22
第32条 (使用の制限もしくは中止)	22
第33条 (違約金および損害賠償の免責)	23

第 34 条 (設備の賠償)	23
第 6 章 契約の変更および終了	24
第 35 条 (契約の変更)	24
第 36 条 (契約者の氏名等の変更)	24
第 37 条 (契約者の地位の承継)	24
第 38 条 (契約の解約)	24
第 38 条の 2 (契約者本人による手続きが困難な場合の解約等)	25
第 39 条 (供給開始後の契約の解約または変更にとりなう工事費等の精算)	25
第 40 条 (解除等)	26
第 41 条 (契約消滅後の債権債務関係)	26
第 7 章 供給方法、工事および工事費の負担.....	27
第 42 条 (供給方法および工事)	27
第 43 条 (工事費負担金等相当額の申受け等)	27
第 8 章 雑則.....	28
第 44 条 (禁止事項)	28
第 45 条 (契約者に係る情報の取扱い)	28
第 46 条 (準拠法)	29
第 47 条 (合意管轄)	29
第 48 条 (言語)	29
第 49 条 (定めなき事項)	29
第 50 条 (暴力団排除に関する条項)	30
第 51 条 (統計情報の取扱い)	30

第1章 総則

第1条（適用）

- (1) 当社が、次項に定める者に対して、北海道電力株式会社（以下「北海道電力」といいます）を小売電気事業者とする一般の需要に応じた電気供給の契約締結の取次を行うときの電気料金その他の供給条件は、このJ:COMでんき家庭用コース契約約款（以下「約款」といいます）によります。なお、電気の小売供給契約は取次業者である当社とお客さまが締結し、電気の供給は小売電気事業者である北海道電力により行われます。
- (2) 約款は、以下に該当するお客さま（文脈により、以下「申込者」または「契約者」といいます）に限り、適用するものとします。
 - イ 別記1に定める当社のサービス提供区域にて低圧で電気を利用されるお客さま
 - ロ 別記1に定める当社のサービス提供区域外かつ別記2に定める一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介して電気を供給する送配電区域にて、低圧で電気を利用されるお客さま
- (3) 当社が提供するJ:COMでんき家庭用コース以外のサービス（以下「J:COMサービス」といいます）については、別に定める契約約款および規約等を適用するものとします。

第2条（約款の変更）

- (1) 託送供給等約款が改定された場合、法令、条例または規則等が改正された場合、その他当社が必要と判断した場合には、当社は、約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の約款によります。この場合、当社は、あらかじめ変更後の約款の内容およびその効力発生時期をインターネットの利用その他の当社が適切と考える方法により周知することとします。この周知が行なわれ、効力発生時期が到来した場合には、電気料金その他の供給条件は、変更後の約款によります。また、契約者から求めがあった場合、当社は、契約者に対し、変更後の供給条件を記載した書面を交付します。
- (2) 当社が別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。
- (3) 消費税法および地方消費税法の改正により消費税等（消費税法の規定により課される消費税および地方税法の規定により課される地方消費税をいいます）の税率が変更された場合には、契約者は変更された税率にもとづいて電気料金その他の債務に係る消費税等相当額を支払っていただきます。
- (4) 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネットの利用、または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、供給条件の変更を行う場合には、電気事業法第2条の13ならびに同法施行規則第3条の12第4項および第11項の規定に基づき、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。

(5) 契約締結後の書面交付を行う場合には、書面の交付、インターネットの利用または電子メールの送信その他当社が適当と判断した方法により行い、供給条件の変更を行った場合には、電気事業法第2条の14および同法施行規則第3条の13第4項の規定に基づき、当該変更をした事項、需給契約の成立日、供給地点特定番号、当社の名称および住所ならびに小売電気事業者の名称および住所を書面に記載します。

第3条（定義）

次の言葉は、約款においてそれぞれ次の意味で使用いたします。

(1) 一般送配電事業者等

経済産業大臣の許可を受け、自らが維持し運用する送電用および配電用の電気工作物によりその供給区域において託送供給を行なう一般送配電事業者および配電事業者をいいます。

(2) 小売電気事業者

経済産業大臣の登録を受け、電力の小売供給を行なう事業者をいいます。契約者へ提供する電力の調達および電力の販売を行いません。

(3) 託送供給

小売電気事業者が調達した電力を、一般送配電事業者等が維持し運用する送電用および配電用の電気工作物により、契約者の需給地点まで送電することをいいます。

(4) 託送供給等約款

接続供給契約の内容を定める一般送配電事業者等の約款で、電気事業法第18条第1項にもとづき経済産業大臣より認可を受けたものをいいます。

(5) 需給地点

小売電気事業者が、契約者に電気の供給をするために一般送配電事業者等が行なう接続供給に係る電気の供給を受ける地点をいいます。

(6) 電気工作物

電気を供給するための設備、受電設備、屋内配線、電気使用設備等の総称をいいます。

電気事業法上、電圧、電力の大きさで区分されており、一般の住宅等600ボルト以下で受電する電気設備は一般用電気工作物となります。

(7) 低圧

標準電圧100ボルトまたは200ボルトをいいます。

(8) 電灯

白熱電球、けい光灯、ネオン管灯、水銀灯等の照明用電気機器（付属装置を含みます）をいいます。

(9) 小型機器

主として住宅、店舗、事務所等において単相で使用される、電灯以外の低圧の電気機器をいいます。ただし、急激な電圧の変動等により他の契約者の電灯の使用を妨害し、または妨害するおそれがあり、電灯と併用できないものは除きます。

(10) 動力

電灯および小型機器以外の電気機器をいいます。

(11) 契約負荷設備

契約上使用できる負荷設備をいいます。

(12) 契約主開閉器

契約上設定されるしゃ断器であって、定格電流を上回る電流に対して電路をしゃ断し、契約者において使用する最大電流を制限するものをいいます。

(13) 契約電流

契約上使用できる最大電流（アンペア）をいい、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトに換算した値といたします。

(14) 契約容量

契約上使用できる最大容量（キロボルトアンペア）をいいます。

(15) 再生可能エネルギー発電促進賦課金

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます）第 36 条第 1 項に定める賦課金をいいます。

(16) 貿易統計

関税法にもとづき公表される統計をいいます。

(17) 平均燃料価格算定期間および離島平均燃料価格算定期間

貿易統計の輸入品の数量および価額の値にもとづき平均燃料価格および離島平均燃料価格を算定する場合の期間とし、毎年 1 月 1 日から 3 月 31 日までの期間、2 月 1 日から 4 月 30 日までの期間、3 月 1 日から 5 月 31 日までの期間、4 月 1 日から 6 月 30 日までの期間、5 月 1 日から 7 月 31 日までの期間、6 月 1 日から 8 月 31 日までの期間、7 月 1 日から 9 月 30 日までの期間、8 月 1 日から 10 月 31 日までの期間、9 月 1 日から 11 月 30 日までの期間、10 月 1 日から 12 月 31 日までの期間、11 月 1 日から翌年の 1 月 31 日までの期間または 12 月 1 日から翌年の 2 月 28 日までの期間（翌年が閏年となる場合は、翌年の 2 月 29 日までの期間といたします）をいいます。

(18) 供給地点特定番号

需要場所において 1 つ付与される番号であって、一般送配電事業者等、小売電気事業者または当社が設備情報および使用量情報の閲覧または取得にあたり、対象供給地点を特定するための識別番号をいいます。

(19) 接続供給

小売電気事業者が契約者に電気の供給を行うために必要となる、小売電気事業者が一般送配電事業者等から受ける電気の供給をいいます。

(20) 接続供給契約

小売電気事業者が一般送配電事業者等と締結した接続供給にかかる契約をいいます。

(21) 契約

本約款に基づき当社との間に締結される J:COM でんき家庭用コースの契約をいいます。

(22) 申込者

当社に契約の申込をした者をいいます。

(23) 契約者

申込者のうち、当社が契約の申込を承諾し、当社との間で契約が成立した者をいいます。

第4条（単位および端数処理）

約款において料金その他を計算する場合の単位およびその端数処理は、次のとおりといたします。

- (1) 契約負荷設備の個々の容量の単位は、1ワットまたは1ボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (2) 契約容量の単位は、1キロボルトアンペアとし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。
- (3) 使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数点以下第1位で四捨五入いたします。ただし、30分ごとの使用電力量の単位は、最小位までといたします。
- (4) 料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。

第5条（実施細目）

約款の実施上必要な細目的事項は、約款の趣旨に則り、そのつど契約者と当社との協議によって定めます。なお、契約者は、一般送配電事業者等が、託送供給等約款の実施上、契約者との協議が必要であると判断した場合、一般送配電事業者等と協議をしていただく必要があります。

第2章 契約の申込み

第6条（契約の申込み）

(1) 申込者は、あらかじめ約款に同意の上、次の事項を明らかにして当社所定の様式によって申込みをしていただきます。ただし、軽易な内容のものについては、口頭、電話、電磁的方法等による申込みを受け付けることがあります。

現小売電気事業者名、現小売電気事業者の契約者番号、現小売電気事業者の契約名義、申込者の住所、供給地点特定番号、契約種別、契約負荷設備、契約主開閉器、契約電流、契約容量、発電設備および蓄電池（以下「発電設備等」といいます）、業種、用途、供給開始希望日、使用期間および料金の支払方法等

(2) 契約負荷設備、契約電流および契約容量については、1年間を通じての最大の負荷を基準として、申込者から申し出ていただきます。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。

(3) 供給設備の工事を要する場合は、原則として、当社または北海道電力から一般送配電事業者等の供給設備の状況等について照会をいたしますが、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあることをご了承ください。

(4) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、契約者が保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備等の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。

(5) 北海道電力は、次のイからホの事項等を明らかにして、一般送配電事業者等の所定の様式により、託送供給の申込みを行ないます。この場合、北海道電力への情報開示にかかわる契約者の承諾書（一般送配電事業者等の様式によります）を当社へ提出していただくことがあります。

イ 契約者の名称、用途、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）および供給地点

ロ 供給地点における供給電気方式および供給電圧

ハ 需要場所における負荷設備、主開閉器、受電設備および発電設備等

ニ 契約電流または契約容量

ホ 接続供給の開始希望日および使用期間

(6) 第1条（適用）(2) イおよびロに該当する申込者は、本条第1項に基づき申込者が当社に申し出た小売電気事業者と締結済みの電力供給契約における契約種別および契約電流または契約容量に相当する当社の契約種別および契約電流または契約容量をお申込みいただくものとします。その際、お申込みいただいた契約電流または契約容量と、当社へ契約が切替わる時点で他の小売電気事業者で利用されている契約電流または契約容量が異なる場合、お申込みいただく契約電流または契約容量は、当社へ契約が切替わる時点で他の小売電気事業者で利用されている契約電流または契約容量の値に決定いたします。新規で契約をお申込みいただく場合（他の小売電気事業者からの切替を除きます。）は、建物の設備にて利用でき、かつ申込者にて選択する契約種別および契約電流または契約容量をお申込みいただくものとします。

- (7) 前各項の規定にかかわらず、技術的な理由等により、J:COM でんき家庭用コースを提供できない場合があることを、申込者は予め承諾するものとします。

第7条（契約の解除）

- (1) 契約者は、当社が契約申込時に交付する書面の受領の日から起算して8日を経過するまでの間、文書によりその契約の解除を行なうことができます。
- (2) 前項の規定による契約の解除は、同項の文書を発したときにその効力を生じます。
- (3) 第1項の規定により契約の解除を行なった者は、実際に支払った手続きに関する費用の還付を請求することができます。ただし、あらかじめ契約の解除をする意思をもって契約の申込みを行なった場合等、契約者に対する保護を図ることとする同項の規定の趣旨に反していると明らかに認められるときは、この限りではありません。
- (4) 第1項の規定にかかわらず契約の申込み後、供給開始日までは、契約者は契約の解除を行なうことができます。この場合は、当社は契約者に対し、いかなる費用の負担も求めません。

第8条（契約の成立および契約期間）

- (1) 契約は、申込みを当社が承諾したときに成立いたします。ただし、第6条（契約の申込み）(1)に定める申込内容に不備があり、かつ当社が申込書を受領してから、4ヶ月以内に当該不備を解消しない場合、契約は解除されるものとします。
- (2) 契約期間は、契約が成立した日（以下「契約成立日」といいます）から、契約にもとづく電気の供給が開始された日が属する年度（4月1日から翌年の3月31日までの期間をいいます。）の末日までといたします。
- (3) 契約期間満了に先だって契約の消滅または変更がない場合は、契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものといたします。
- (4) 当社は契約成立日以降、法令の定めに基づき、契約内容を記載した書面（以下「契約締結後書面」といいます）を契約者に交付します。
- (5) 契約締結後書面は、次の方法により、交付します。なお、申込者はいずれかの方法を契約申込時に選択するものとします。
 - イ 電磁的方法による交付
 - ロ 書面による交付

第9条（供給準備その他必要な手続きのための協力）

契約者は、託送供給の実施にともない一般送配電事業者等が施設または所有する供給設備の工事および維持のために必要な用地の確保等について協力していただきます。

第10条（需要場所）

需要場所は、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。

第 11 条（契約の単位）

当社は、原則として、1 需要場所について 1 契約種別を適用して、1 契約を結びます。ただし、災害による被害を防ぐための措置、温室効果ガス等の排出の抑制等のための措置、または電気工作物の設置および運用の合理化のための措置その他の電気の使用者の利益に資する措置にともない、お客さまからの申出がある場合で、当該一般送配電事業者等が技術上、保安上適切と認めたときを除きます。

第 12 条（供給の開始）

- (1) 当社が申込者の契約の申込みを承諾したときには、供給開始日を定め、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに北海道電力が電気を供給いたします。
- (2) 当社は、天候、用地交渉または停電交渉等の事情によるやむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に北海道電力が電気を供給できないことが明らかとなった場合には、あらためて契約者、北海道電力および一般送配電事業者等と協議の上、供給開始日を定めることとします。

第 13 条（供給の単位）

北海道電力は、託送供給等約款に定めるところにより、原則として、1 契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび 1 計量をもって電気を供給いたします。

第 14 条（承諾の限界）

当社は、法令、電気の供給状況、供給設備の状況、料金の支払状況（約款だけでなく J:COM サービスの契約も含み、料金の支払を現に怠り、又は怠るおそれがあると認められる相当の理由があるとき）、その他によってやむをえない場合には、申込者による契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合、当社は、申込者にその理由をお知らせいたします。

第3章 契約種別および料金

第15条 (契約種別)

契約種別は、次のとおりといたします。なお、契約者が契約種別を変更する場合には、料金表Ⅰに記載のサービス変更手数料を当社にお支払いいただきます。

需要区分	契約種別	
電灯需要	従量メニュー	従量B
		従量C
	グリーンメニュー	グリーン従量B
		グリーン従量C

第16条 (従量メニュー)

(1) 従量B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望され、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相2線式標準電圧100ボルトまたは交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10アンペア、15アンペア、20アンペア、30アンペア、40アンペア、50アンペアまたは60アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。

(ロ) 一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、契約者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、料金表Ⅱに定める基本料金、電力量料金、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表2(燃料費調整)(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表7(離島ユニバーサルサービス調整)(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1月につき料金表Ⅱに定めるとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の1月あたりの基本料金は、料金表Ⅱに定める基本料金額の半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量に対し、料金表Ⅱに定める1キロワット時あたりの電力量料金を乗じることにより算定いたします。

(ハ) 最低月額料金

(イ)および(ロ)によって算定された基本料金と電力量料金との合計が料金表Ⅱに定める最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、料金表Ⅱに定める最低月額料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

ホ 割引

当社は、ニによって算定された料金から、以下の契約者区分に応じて算出される金額を割引いたします。

- ・契約者が第1条(適用)(2)イおよびロに該当する場合

電力の提供が開始された日を含む月の請求分より、ニ(ロ)によって算定された電力量料金から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。

割引表

使用電力量	割引率
最初の120キロワット時まで の1キロワット時につき	0.5%
120キロワット時をこえ280キロワット時までの1キロワット時につき	0.5%
280キロワット時をこえる1キロワット時につき	1%

(2) 従量C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、お客さまが1年を通じてこの契約要綱の適用を希望され、契約容量が原則6キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として50キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相3線式標準電圧100ボルトおよび200ボルトとし、周波数は、標準周波数50ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相2線式標準電圧100ボルトもしくは200ボルトまたは交流3相3線式標準電圧200ボルトとすることがあります。

ハ 契約容量

契約容量は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。また、これによりがたい場合は、別表 4（契約容量についての特別措置）のとおりといたします。

ニ 料金

料金は、料金表Ⅱに定める基本料金、電力量料金、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表 7（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

（イ）基本料金

基本料金は、1月につき料金表Ⅱに定めるとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の1月あたりの基本料金は、料金表Ⅱに定める基本料金額の半額といたします。

（ロ）電力量料金

電力量料金は、その1月の使用電力量に対し、料金表Ⅱに定める1キロワット時あたりの電力量料金を乗じることにより算定いたします。

ホ 割引

当社は、ニによって算定された料金から、以下の契約者区分に応じて算出される金額を割引いたします。

- ・契約者が第1条（適用）(2) イおよびロに該当する場合

電力の提供が開始された日を含む月の請求分より、ニ（ロ）によって算定された電力量料金から以下の割引表に基づき算出した金額を割引いたします。

割引表

使用電力量	割引率
最初の120キロワット時まで の 1 キロワット時につき	0.5%
120キロワット時をこえ280キロワット時までの 1 キロワット時につき	0.5%
280キロワット時をこえる 1 キロワット時につき	1%

第16条の2（グリーンメニュー）

(1) グリーン従量B

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約電流が10アンペア以上であり、かつ、60アンペア以下であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトまたは交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上やむをえない場合には、交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

ハ 契約電流

(イ) 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、契約者の申出によって定めます。

(ロ) 一般送配電事業者等は、契約電流に応じて、電流制限器その他の適当な装置(以下「電流制限器等」といいます)または電流を制限する計量器を取り付けます。ただし、契約者において使用する最大電流が制限される装置が取り付けられている場合等使用する最大電流が契約電流をこえるおそれがないと認められる場合には、一般送配電事業者等は、電流制限器等または電流を制限する計量器を取り付けないことがあります。

ニ 料金

料金は、料金表Ⅱに定める基本料金、電力量料金、環境価値相当額、別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2 (燃料費調整) (1) ニによって算定された燃料費調整額および別表 7 (離島ユニバーサルサービス調整) (1) ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき料金表Ⅱに定めるとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の 1 月あたりの基本料金は、料金表Ⅱに定める基本料金額の半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量に対し、料金表Ⅱに定める 1 キロワット時あたりの電力量料金を乗じることにより算定いたします。

(ハ) 最低月額料金

(イ) および(ロ) によって算定された基本料金と電力量料金との合計が料金表Ⅱに定める最低月額料金を下回る場合は、その 1 月の料金は、料金表Ⅱに定める最低月額料金および別表 1 (再生可能エネルギー発電促進賦課金) (3) によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。

(ニ) 環境価値相当額

環境価値相当額は、その 1 月の使用電力量に対し、料金表Ⅱに定める 1 キロワット時あたりの環境価値相当額を乗じることにより算定いたします。

(2) グリーン従量 C

イ 適用範囲

電灯または小型機器を使用する需要で、契約容量が原則 6 キロボルトアンペア以上であり、かつ、原則として 50 キロボルトアンペア未満であるものに適用いたします。

ロ 供給電気方式、供給電圧および周波数

供給電気方式および供給電圧は、交流単相 3 線式標準電圧 100 ボルトおよび 200 ボルトとし、周波数は、標準周波数 50 ヘルツといたします。ただし、供給電気方式および供給電圧については、技術上または一般送配電事業者等の供給設備の都合でやむをえない場合には、交流単相 2 線式標準電圧 100 ボルトもしくは 200 ボルトまたは交流 3 相 3 線式標準電圧 200 ボルトとすることがあります。

- ハ 契約容量 契約容量は、原則として、契約主開閉器の定格電流にもとづき、別表 3（契約容量の算定方法）により算定された値といたします。この場合、契約主開閉器をあらかじめ設定していただきます。なお、当社または一般送配電事業者等は、契約主開閉器が制限できる電流を、必要に応じて確認いたします。また、これによりがたい場合は、別表 4（契約容量についての特別措置）のとおりといたします。

ニ 料金

料金は、料金表Ⅱに定める基本料金、電力量料金、環境価値相当額、別表 1（再生可能エネルギー発電促進賦課金）(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金、別表 2（燃料費調整）(1)ニによって算定された燃料費調整額および別表 7（離島ユニバーサルサービス調整）(1)ニによって算定された離島ユニバーサルサービス調整額の合計といたします。

(イ) 基本料金

基本料金は、1 月につき料金表Ⅱに定めるとおりといたします。ただし、まったく電気を使用しない場合の 1 月あたりの基本料金は、料金表Ⅱに定める基本料金額の半額といたします。

(ロ) 電力量料金

電力量料金は、その 1 月の使用電力量に対し、料金表Ⅱに定める 1 キロワット時あたりの電力量料金を乗じることにより算定いたします。

(ハ) 環境価値相当額

環境価値相当額は、その 1 月の使用電力量に対し、料金表Ⅱに定める 1 キロワット時あたりの環境価値相当額を乗じることにより算定いたします。

- (3) 本条に記載する契約種別は、北海道電力がお客さまに供給する電気について、再生可能エネルギー指定の非化石証書を使用することにより、実質的に再生可能エネルギー電気 100%の調達を実現し、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）に基づく二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）を実質的にゼロとする契約種別です。

本条に記載する契約種別における電源構成および非化石証書の使用状況の計画値は、当社ホームページに掲載します。

北海道電力の電源構成、非化石証書の使用状況および二酸化炭素排出係数（調整後排出係数）の実績値は、前年度の実績確定後当社ホームページにて掲載します。

北海道電力がお客さまに供給する電気を使用する非化石証書は、再生可能エネルギー指定のものとし、発電所や電源の種類を特定するものではありません。ただし、お客さまの電力使用が当社の想定を上回る場合や、非化石価値取引市場の状況等により非化石証書の調達状況が悪化した場合、および天災地変、法令の制定または改廃その他北海道電力の責めに帰すべからざる事由が発生した

場合で北海道電力がやむを得ないと判断した際は、再生可能エネルギー指定ではない非化石証書を使用することや非化石証書の使用状況が100%とならないこと、実質的に再生可能エネルギー電気100%の調達が実現されないこと、二酸化炭素排出係数が実質的にゼロとならないこと、本契約種別の適用を終了することがあります。また、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 本条に記載する契約種別は、第16条（従量メニュー）に該当する需給契約の料金の適用が開始されている場合は、原則として、この契約が成立した日を含む計量期間等の直後の計量期間等の始期から適用いたします。また、この契約が成立した日が計量期間等の始期の場合は、この契約が成立した日から適用いたします。

また、第38条（契約の解約）、第38条の2（契約者本人による手続きが困難な場合の解約等）および第40条（解除等）の場合を除き、本条に記載する契約種別を廃止し第16条（従量メニュー）に記載する契約種別へ変更する場合、原則としてお客さまが当社に通知された廃止期日を含む計量期間等の直後の計量期間等の始期に、本条に記載する契約種別の適用は消滅いたします。ただし、お客さまが当社に通知された廃止期日が計量期間等の始期の場合は、お客さまが当社に通知された廃止期日に消滅いたします。

第17条（手続きに関する費用等）

- (1) 申込者は、当社が別に定める料金表に従い手続きに関する費用等を当社に支払うことに同意していただくものとし、発生都度、利用料金にあわせて支払っていただきます。
- (2) 契約者は、第35条（契約の変更）を行なった場合には、当社が別に定める料金表に従い手続きに関する費用等を当社に支払うことに同意していただくものとします。

第4章 料金の算定および支払い

第18条（料金の適用開始の時期）

料金は、北海道電力による電気の供給開始の日から適用いたします。

第19条（検針日）

検針日は、次により、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。

- (1) 検針は、需給地点ごとに当社があらかじめお知らせした日（一般送配電事業者等が需給地点の属する検針区域に応じて定めた毎月一定の日（以下「検針の基準となる日」といいます）および休日等を考慮して定めます）に、一般送配電事業者等が各月ごとに行ないます。
- (2) 契約者が不在等のため検針できなかった場合は、検針に伺った日に検針を行なったものといたします。
- (3) 一般送配電事業者等は、やむをえない事情のある場合には、(1)にかかわらず、当社があらかじめお知らせした日以外の日に検針を行なうことがあります。
- (4) 一般送配電事業者等は、次の場合には、(1)にかかわらず、各月ごとに検針を行なわないことがあります。なお、当社は、ロの場合は、非常変災等の場合を除き、あらかじめ契約者の承諾をえるものといたします。

イ 供給開始の日からその直後の需給地点の属する検針区域の検針日までの期間が短い場合

ロ その他特別の事情がある場合

- (5) (3)の場合で、検針を行なったときは、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。
- (6) (4)イの場合で、検針を行なわなかったときは、供給開始の直後の需給地点の属する検針区域の検針日に検針を行なったものといたします。
- (7) (4)ロの場合で、検針を行なわなかったときは、検針を行なわない月については、当社があらかじめお知らせした日に検針を行なったものといたします。

第20条（料金の算定期間）

- (1) 料金の算定期間は前月の検針日から当月の検針日の前日までの期間（以下「検針期間」といいます）といたします。ただし、契約者が電気の供給を開始した月の検針期間は、供給開始日から直後の検針日の前日までの期間とし、本契約が終了した場合の検針期間は、直前の検針日から終了日の前日までの期間といたします。
- (2) 前項にかかわらず、当社があらかじめ契約者に電力量または最大需要電力が記録型計量器に記録される日（以下「計量日」といいます）をお知らせした場合、「1月」とは、前月の計量日から当月の計量日の前日までの期間（以下「計量期間」といいます）といたします。ただし、契約者への電気の供給を開始した月の計量期間は、供給開始日から直後の計量日の前日までの期間とし、本契約が終了した場合の計量期間は、直前の計量日から終了日の前日までの期間といたします。

第 21 条（使用電力量の計量）

- (1) 使用電力量の計量は、原則として、一般送配電事業者等が需給地点ごとに取り付けた記録型計量器により供給電圧と同位の電圧で、30 分単位で計量いたします。
- (2) 料金の算定期間の使用電力量は、30 分ごとの使用電力量を、需給地点ごとに、料金の算定期間（ただし、契約者が需給地点を消滅させる場合で、特別の事情があるときは、直前の計量日から消滅日までの期間といたします）において合計した値といたします。
- (3) 需給地点ごとの計量の結果は、各月ごとに当社から契約者にお知らせいたします。
- (4) 技術上、経済上やむをえない場合等特別の事情がある場合は、計量器を取り付けないことがあります。
- (5) 第 19 条(2)もしくは(7)の場合または電力量計の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 5（使用電力量の協定）を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。
- (6) 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 5（使用電力量の協定）を基準として、契約者と当社との協議によって定めます。

第 22 条（料金の算定）

- (1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1 月」として算定いたします。
 - イ 電気の供給を開始し、もしくは契約が消滅した場合または需要場所を新たに設定した場合
 - ロ 契約種別、契約負荷設備、契約電流、契約容量等を変更したことにより、料金に変更があった場合
- (2) 料金は契約ごとに当該契約種別の料金を適用して算定いたします。
- (3) 第 16 条（従量メニュー）、第 16 条の 2（グリーンメニュー）に定める料金を変更した場合、当社があらかじめ指定する日または料金変更直後の検針日から変更後の料金を適用します。

第 23 条（日割計算）

- (1) 当社は、第 22 条（料金の算定）(1)イまたはロの場合は、次により料金を算定いたします。
 - イ 基本料金、最低月額料金は別表 6（日割計算の基本算式）(1)イにより日割計算をいたします。
 - ロ 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 6（日割計算の基本算式）(1)ハにより算定いたします。ただし、従量 B、従量 C、グリーン従量 B、グリーン従量 C の料金適用上の電力量区分については、別表 6（日割計算の基本算式）(1)ロにより日割計算をいたします。
 - ハ 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表 6（日割計算の基本算式）(1)ニにより算定いたします。
 - ニ イ、ロおよびハによりがたい場合は、これに準じて算定いたします。

- (2) 第 22 条（料金の算定）(1)イの場合により日割計算をするときは、日割計算対象日数には開始日を含み、消滅日を除きます。また、第 22 条（料金の算定）(1)ロの場合により日割計算をするときは、変更後の料金は、変更のあった日から適用いたします。

第 24 条（料金の支払義務）

- (1) 利用者の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。
- イ 検針日といたします。ただし、第 19 条（検針日）(5)の場合の料金については実際に検針を行った日とし、第 19 条（検針日）(6)の場合の料金により精算する場合の精算額については次回の検針日とし、また、第 21 条（使用電力量の計量）(5)の場合は、料金の算定期間の使用電力量が協議によって定められた日といたします。なお、第 21 条（使用電力量の計量）(6)の場合は、その契約者の属する検針区域の検針日といたします。
- ロ 契約が終了した場合は、終了日といたします。ただし、特別の事情があつて契約の終了日以降に一般送配電事業者等から検針の結果を受領した場合は、その日といたします。
- (2) 当社が定める J:COM でんき家庭用コースの料金は、特に断りが無い限り全て税込表示となります。

第 25 条（料金その他の支払方法）

- (1) 当社が提供する J:COM でんき家庭用コースの料金は、第 16 条（従量メニュー）、第 16 条の 2（グリーンメニュー）に定めるところによります。
- (2) 料金の支払方法は、別記 3 に定めるところによります。
- (3) 契約者は、当社が有する契約者の料金その他の債務についての債権を譲渡することがあることをあらかじめ予め承諾していただきます。また、当社は、前項にかかわらず、当社が指定した債権管理回収業に関する特別措置法にもとづく債権回収会社（以下「債権回収会社」といいます。）が指定した金融機関等を通じて、債権回収会社が指定した様式により、料金を払い込む方法より支払っていただくことがあります。この場合、債権回収会社が指定した金融機関等に払い込まれたときに当社に対する支払いがなされたものといたします。
- (4) 第 19 条（検針日）(6)の場合、供給開始の日から直後の検針日の前日までを算定期間とする料金は、供給開始の直後の検針日から次回の検針日の前日までを算定期間とする料金とあわせて支払っていただきます。

第 26 条（延滞処理）

- (1) 契約者は、料金その他の債務について、当月の支払期日にお支払がない場合で、翌月分をあわせてお支払いただくこととした翌月の支払期日を経過してもなお支払がない場合（当社が支払を確認できない場合も含まれます）には、当社が別に定める料金表 I に記載の延滞手数料を加算して当社に支払っていただきます。

- (2) 前項の延滞処理にもかかわらず、契約者は、料金その他の債務（延滞手数料は除きます）について、支払期日を経過してもなお支払がない場合には、当社が定める期日から支払の日の前日までの日数について、年 14. 5%の割合で計算して得た額を遅延損害金として当社に支払っていただきます。
- (3) 当社は、本条で定める延滞手数料と遅延損害金を、重複して加算することはありません。

第5章 使用および供給

第27条（適正契約の保持）

一般送配電事業者等から接続供給契約が電気の使用状態に比べて不相当であるとして、北海道電力が接続供給契約を適正なものに変更することを求められた場合等、契約者との契約が電気の使用状態に比べて不相当と認められる場合には、すみやかに契約を適正なものに変更していただきます。

第28条（需要場所への立入りによる業務の実施）

当社、北海道電力および一般送配電事業者等は、次の業務を実施するため、契約者の承諾をえて契約者の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。

なお、契約者の求めに応じ係員は所定の証明書を提示いたします。

- (1) 需給地点に至るまでの一般送配電事業者等の供給設備、または計量器等需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます）、改修または検査
- (2) 託送供給等約款において保安等に対する協力として契約者に義務付けられた事項であって、契約者の電気工作物を検査等する必要があると認めたときの当該検査等の業務
- (3) 不正な電気の使用を防止するために必要な契約者の電気機器の試験、契約負荷設備、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認
- (4) 計量器の検針または計量値の確認
- (5) 第30条（供給の停止）、第38条（契約の解約）(1)または第40条（解除等）により必要な処置
- (6) その他約款によって、契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または一般送配電事業者等の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務

第29条（電気の使用にともなう契約者の協力）

- (1) 契約者の電気の使用が、次の原因で他の契約者の電気の使用を妨害し、もしくは妨害するおそれがある場合、または一般送配電事業者等もしくは他の電気事業者の電気工作物に支障を及ぼし、もしくは支障を及ぼすおそれがある場合（この場合の判定は、その原因となる現象が最も著しいと認められる地点で行ないます）には、契約者の負担で、必要な調整装置または保護装置を需要場所に施設していただくものとし、特に必要がある場合には、供給設備を変更し、または専用供給設備を施設して、これにより電気を使用していただきます。

- イ 負荷の特性によって各相間の負荷が著しく平衡を欠く場合
- ロ 負荷の特性によって電圧または周波数が著しく変動する場合
- ハ 負荷の特性によって波形に著しいひずみを生ずる場合
- ニ 著しい高周波または高調波を発生する場合
- ホ その他イ、ロ、ハまたはニに準ずる場合

- (2) 契約者が発電設備等を一般送配電事業者等の供給設備に電氣的に接続して使用される場合は、(1)に準ずるものいたします。また、この場合は、一般送配電事業者等が定めるところによって接続していただきます。

第30条（供給の停止）

- (1) 契約者が次のいずれかに該当する場合には、一般送配電事業者等は、その契約者について電気の供給を停止することがあります。
- イ 契約者の責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合
 - ロ 契約者の需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、一般送配電事業者等に重大な損害を与えた場合
 - ハ 託送供給等約款に反して、一般送配電事業者等の供給設備と契約者の電気設備との接続を行なった場合
- (2) 契約者が次のいずれかに該当し、当社、北海道電力および一般送配電事業者等がその旨を警告しても改めない場合には、一般送配電事業者等は、その契約者について電気の供給を停止することがあります。
- イ 契約者の責めとなる理由により保安上の危険がある場合
 - ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ニ 第28条（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、一般送配電事業者等の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合
 - ホ 第29条（電気の使用にともなう契約者の協力）によって必要となる措置を講じられない場合
- (3) 契約者がその他託送供給等約款に反した場合には、一般送配電事業者等は、その契約者について電気の供給を停止することがあります。
- (4) (1)から(3)によって供給を停止する場合には、一般送配電事業者等は、一般送配電事業者等の供給設備または契約者の電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行ないます。なお、この場合には、必要に応じて契約者に協力をさせていただきます。また、停止のための適当な処置を行なう場合には、その旨を文書等により契約者にお知らせすることがあります。

第31条（供給停止の解除）

第30条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、契約者がその理由となった事実を解消したときには、一般送配電事業者等は、すみやかに電気の供給を再開いたします。

第32条（使用の制限もしくは中止）

- (1) 一般送配電事業者等は、次の場合には、契約者に電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。
- イ 一般送配電事業者等が維持および運用する電気工作物に故障が生じ、または故障が生ずるおそれがある場合
 - ロ 一般送配電事業者等が維持および運用する電気工作物の点検、修繕、変更その他の工事上やむをえない場合
 - ハ その他託送供給等約款において契約者の電気の使用を制限し、または中止することがあるものとして定める事項に該当する場合

(2) (1)の場合には、一般送配電事業者等は、あらかじめその旨を広告その他によって契約者にお知らせいたします。ただし、緊急やむをえない場合等は、この限りではありません。

(3) (1) にともなう料金の減額は行ないません。

第 33 条（違約金および損害賠償の免責）

(1) 契約者が第 30 条(2)ロまたはハに該当し、そのために接続供給に係る料金の全部または一部の支払を免れた場合には、当社は、その免れた金額の 3 倍に相当する金額を、違約金として申し受けます。

(2) 第 32 条（使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社および北海道電力の責めとならない理由によるものであるときには、当社および北海道電力は、契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(3) 第 30 条（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または第 40 条（解除等）によって契約を解除した場合もしくは契約が消滅した場合には、当社および北海道電力は、契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

(4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社および北海道電力の責めとならない理由によるものであるときには、当社および北海道電力は、契約者の受けた損害について賠償の責めを負いません。

第 34 条（設備の賠償）

契約者が故意または過失によって、その需要場所内の一般送配電事業者等の電気工作物電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。

(1) 修理可能の場合

修理費

(2) 亡失または修理不可能の場合

帳簿価額と取替工費との合計額

第6章 契約の変更および終了

第35条（契約の変更）

契約者が電気の契約の変更を希望される場合は、新たに電気の契約を希望される場合に準ずるものいたします。

第36条（契約者の氏名等の変更）

契約者は、その氏名、名称または住所もしくは居所に変更があったときは、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。

第37条（契約者の地位の承継）

- (1) 相続または法人の合併により契約者の地位の承継があったときは、相続人または合併後承継する法人もしくは合併により設立された法人（以下総称して「相続人等」といいます。）は、これを証明する書類を添えて、すみやかに届け出ていただきます。
- (2) 前項の場合に、相続人等が2人以上あるときは、そのうち1人を当社に対する代表者と定め、これを届け出ていただきます。これを変更したときも同様とします。
- (3) 前項の規定による代表者の届出があるまでの間、当社は、その相続人等のうちの1人を代表者として扱います。
- (4) 第1項および第2項の届出を行い、契約者の地位の承継をした相続人等は、当社が別に定める手数料をお支払いいただきます。

第38条（契約の解約）

- (1) 契約者が電気の使用を解約しようとする場合は、あらかじめその解約期日を定めて、当社に通知していただきます。一般送配電事業者等は、原則として、契約者から通知された解約期日に供給を終了させるための適当な処置を行ないます。
- (2) 契約は、第40条（解除等）および次の場合を除き、契約者が当社に通知された解約期日に消滅いたします。
 - イ 前項の規定による解約が小売電気事業者の変更を理由とする場合、解約期日が、解約通知を当社が受領した日の翌日以降の最初の営業日の翌日から2日後（記録型計量器を取り付けていない場合は、当該通知を受領した日の翌日以降の最初の営業日の翌日から8日後）の日よりも前の場合でハに該当しない場合は、解約通知を受領した日の翌日以降の最初の営業日の翌日から2日後（記録型計量器を取り付けていない場合は、当該通知を受領した日の翌日以降の最初の営業日の翌日から8日後）の日に契約が消滅したものといたします。
 - ロ 前項にもとづく解約が、引っ越し等により契約者がその需要場所での電気の供給を受けなくなるとを理由とするものであり、かつ、イに該当しない場合、当社が契約者の解約通知を解約期日の翌日以降に受けた場合は、通知を受けた日に契約が消滅したものといたします。

ハ 当社、北海道電力および一般送配電事業者等の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます）により、一般送配電事業者等が供給を終了させるための処置ができない場合は、契約は供給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。

(3) 契約者が電気の解約をした場合、①契約者の責任の下で、契約者および他小売電気事業者との間で新たな電気供給契約を締結する必要があること、②契約者および他小売電気事業者間で電気供給契約が締結されず、電気供給に関し無契約となった場合には電気の供給が止まる可能性があることを契約者は予め了承するものとします。

第 38 条の 2（契約者本人による手続きが困難な場合の解約等）

(1) 契約者本人が電気の使用の解約または変更を希望されているにもかかわらず、契約者本人による手続きが困難な場合における解約または変更について、当社が別途定める契約者本人と一定の密接な関係にある者から、当社にその旨申し出るものとします。

(2) 前項に基づく電気の使用の解約の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由および電気の使用を継続することが困難な事由があると認められた場合は、当社は需給契約の解約を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき電気の使用の解約を認める場合は、前条の規定に準じて取り扱います。

(3) 本条第 1 項に基づく変更の申し出があり、かつ契約者が自ら契約の手続きを行うことが困難な客観的かつ合理的な事由および現契約を継続することが困難な事由があると認められた場合は、社会通念上相当と認められる範囲で、当社は電気の契約の変更を認めるものとします。なお、当社が本条に基づき電気の契約の変更を認める場合は、第 35 条の規定に準じて取り扱います。

第 39 条（供給開始後の契約の解約または変更にもなう工事費等の精算）

(1) 次の場合には、当社は、契約の消滅または変更の日に工事費等を、契約者に精算していただきます。

イ 当社との契約開始日にかかわらず、他小売電気事業者との契約期間も含め、契約者が契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないでこれを消滅させる場合は、このことを原因として北海道電力が一般送配電事業者等から請求を受けた金額および手数料を申し受けます。

ロ 当社との契約開始日にかかわらず、他小売電気事業者との契約期間も含め、契約者が契約電流または契約容量を新たに設定し、または増加された後 1 年に満たないでこれを減少しようとする場合は、このことを原因として北海道電力が一般送配電事業者等から請求を受けた金額および手数料を申し受けます。

第 40 条（解除等）

(1) 契約者が、以下の各号のいずれかに該当するときは、当社は契約者との契約を解除することができるものとし、当該解除によって、契約者は当社に対して負担する一切の債務につき期限の利益を失うものとし、直ちに債務の全額を一括弁済していただきます。この場合、当社は、契約を解除する 15 日前までに解除日を明示し、契約者に対して①契約を解除後、無契約となった場合には電気の供給が止まることおよび②契約者が希望される場合には、電気を供給することが義務付けられている小売電気事業者から電気の供給を受けることができることを説明します。なお、契約解除後であっても、当社は契約者に対して、一般送配電事業者等により電気の供給が停止された日（当該供給停止日より前に他の小売電気事業者から電気の供給が開始された場合は当該電気の供給開始日の前日）までの料金を請求できるものとしたします。

- イ 第 30 条（供給の停止）によって、電気の供給を停止された契約者が当社の定めた期日までにその理由となった事実を解消しないとき。
- ロ 料金の支払を遅延したとき
- ハ 約款によって支払うこととなった工事費等を支払わないとき。
- ニ 約款の条項（第 50 条（暴力団排除に関する条項）を含みます）に違反する行為があったと認められる場合およびそのおそれがあるとき。
- ホ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。
- ヘ 破産、民事再生その他の法的整理手続きの申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続きの申立てをなしたとき。

(2) 当社が、以下の各号のいずれかに該当するときは、契約者は当社との契約を解除することができるものとします。

- イ 約款の条項（第 50 条（暴力団排除に関する条項）を含みます。）に違反したとき。
- ロ 差押もしくは競売または滞納処分を受けたとき。
- ハ 破産、民事再生、会社更生その他の法的倒産手続の申立てを受けたとき、または自らこれらの法的倒産手続の申立てをなしたとき

(3) 契約者が、第 38 条（契約の解約）(1)による通知をしないで、その需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合には一般送配電事業者等が供給を終了させるための処置を行なった日に契約は消滅するものとしたします。

(4) 本条に基づき契約が解除された場合、①契約者の責任の下で、他小売電気事業者との間で新たな電気供給契約を締結する必要があること、②他小売電気事業者との間で、電気供給契約が締結されず、電気供給に関し無契約となった場合には電気の供給が止まる可能性があることを契約者は予め了承するものとします。

第 41 条（契約消滅後の債権債務関係）

契約期間中の料金その他の債権債務は、契約の消滅によっては消滅いたしません。

第7章 供給方法、工事および工事費の負担

第42条（供給方法および工事）

- (1) 一般送配電事業者等が維持および運用する供給設備を介して契約者が電気の供給を受ける場合の供給の方法および工事については、託送供給等約款に定めるところによるものといたします。
- (2) 託送供給等約款にもとづき北海道電力と一般送配電事業者等との協議によって定めることとされている供給地点、架空引込線の引込線取付点、地中引込線によって接続を行なう場合の一般送配電事業者等の供給設備と接続する電気設備の施設場所、計量器等の取付位置および建物内に計量器等を取り付けた場合の扱いについては、原則として契約者と一般送配電事業者等との協議によって定めていただきます。

第43条（工事費負担金等相当額の申受け等）

- (1) 一般送配電事業者等から、託送供給等約款にもとづき、契約者への電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、費用の実費または実費相当額等の請求を北海道電力が受けた場合は、当社は、北海道電力が請求を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として原則として工事着手前に申し受けます。
- (2) 工事完成后、北海道電力が一般送配電事業者等から当該工事費等に係る工事費負担金、費用等の精算を受けた場合は、当社は、北海道電力が精算を受けた金額に相当する金額を工事費負担金等相当額として、契約者にすみやかに精算するものといたします。
- (3) 託送供給等約款にもとづき北海道電力の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則としてお客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。
- (4) 契約者の都合によって需給開始に至らないで申込を取消または変更される場合で、北海道電力が当該一般送配電事業者等から託送供給等約款にもとづき費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、当社は、北海道電力が請求を受けた金額に相当する金額を申し受けます。

第8章 雑則

第44条（禁止事項）

契約者が契約にもとづいてサービスを受ける権利は、譲渡することができません。ただし、当社がとくに認める場合を除きます。

第45条（契約者に係る情報の取扱い）

- (1) 当社および北海道電力は、基本情報（氏名、住所、電話番号および小売供給等契約の契約番号・契約ID）、電力の使用量および供給（受電）地点に関する情報（託送供給等契約を締結する一般送配電事業者等の供給区域、離島供給約款対象、供給（受電）地点特定番号、託送契約高情報、電流上限値、接続送電サービスメニュー、供給方式、託送契約決定方法、計器情報、引込柱番号、系統連系設備有無、託送契約異動年月日、検針日、契約状態、廃止措置方法）を、託送供給契約の締結、変更または解約のため、電力量の検針、設備の保守・点検・交換、停電時・災害時等の設備の調査その他の託送供給等契約にもとづく一般送配電事業者等の業務遂行のため、小売供給契約または電気受給契約（以下「小売供給等契約」といいます）の廃止取次のため、供給（受電）地点に関する情報の確認のため、および電力小売に関する取次委託契約にもとづく業務遂行のため、小売電気事業者、一般送配電事業者等および電力広域的運営推進機関との間で、共同で利用することがあります。その場合、管理について責任を有する者は当社とします。
- (2) 北海道電力は、前項の目的に限り契約者に関する情報を取り扱うものとします。
- (3) 当社は、契約者に関する次の情報を取扱います。なお、業務の遂行上必要な範囲での利用には、契約者に係る情報を当社の業務を委託している者、提携事業者もしくは特定事業者およびサービス提供に係るクレジットカード会社等の金融機関に提供する場合があります。
 - イ 契約者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所、請求書の送付先、生年月日に関する事項。
 - ロ 契約内容に関する事項。
 - ハ 料金等の請求額、料金等の滞納の事実およびその記録、請求先、支払方法、口座振替に係る口座名義人および口座番号、クレジットカード会社、クレジットカード番号その他の料金請求・支払いに関する事項。
- (4) 当社は、前項に記載する契約者の個人情報に次の目的のために利用するものとします。
 - イ 当社のサービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金の適用または料金の請求、サービスのメンテナンス、アフターサービス業務、変更・解約等に関する諸手続き、サービスに関するお知らせ等の送付、その他の当社の契約等に係る業務遂行のため。
 - ロ 契約者の電力の利用情報やサービス提供の記録に関する分析を行い、契約者が支障なく電力利用が継続できるように設備の保守等を行うため。
 - ハ 上記イ～ロのほか、契約者から同意を得た場合において、その範囲内で利用するため。
- (5) 契約者は、前項に加えて、当社がJ:COMでんき家庭用コースに関連して取得した契約者の毎時使用電力量、電力使用頻度、電力使用时间帯等について、当社が次に定める利用目的の範囲内で利用する可能性があることにつき、予め同意するものとします。

- イ J:COM でんき家庭用コースを円滑に運営し、および J:COM でんき家庭用コースを構成する機能等の提供（連絡や通知等のための電子メールの送信等を含みます。）で、J:COM でんき家庭用コースの認証情報、契約者の毎時使用電力量、電力使用頻度、電力使用时间帯等、その他 J:COM でんき家庭用コースの利用履歴等を利用すること。
- ロ J:COM でんき家庭用コースの利用者からの請求、問合せおよび、苦情に対し、対応または連絡等をするために、J:COM でんき家庭用コースの認証情報、その他 J:COM でんき家庭用コースの利用履歴等を利用すること。
- ハ J:COM でんき家庭用コースの利便性の提供・向上、新たなプランの検討およびアフターサービス業務等で、J:COM でんき家庭用コースの認証情報、契約者の毎時使用電力量、電力使用頻度、電力使用时间帯等、その他 J:COM でんき家庭用コースの利用履歴等を利用すること。
- ニ 当社の営業・販売活動の促進やプロモーションを行うため、また、当社設備の保守および当社の新規サービスの開発や当社のサービスレベルの維持・向上を図るため、契約者が当社の J:COM サービスを利用しているときは、当該 J:COM サービスで取得した当該 J:COM サービスの利用に係る情報（J:COM TV サービスで利用するセットトップボックスから取得する視聴状況、またはインターネットの使用状況（通信の秘密に抵触する情報は除きます）ならびに操作に関する記録等の情報を含みますがこれらに限られません。）と、J:COM でんき家庭用コースの利用者の認証情報、契約者の毎時使用電力量、電力使用頻度、電力使用时间帯等、その他 J:COM でんき家庭用コースの利用履歴等や利用者の生年月日等の属性および契約内容に関する事項、認証情報に関連する住所もしくは居所等に関する記録を突合する等して利用すること。

第 46 条（準拠法）

契約に関する準拠法は、すべて日本国の法令が適用されるものとします。

第 47 条（合意管轄）

契約者と当社との間における一切の調停、訴訟その他の紛争については、営業区域を管轄する簡易裁判所または地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 48 条（言語）

契約の適用および解釈にあたっては、日本語を有効言語とし、日本語以外の言語で解釈されたもの、翻訳物は何ら効力をもたないものとします。

第 49 条（定めなき事項）

契約に定めなき事項が生じた場合、当社および加入者は契約の趣旨に従い、誠意をもって協議の上、解決にあたるものとします。

第 50 条（暴力団排除に関する条項）

(1) 当社および契約者は、互いに相手方に対し、約款締結時および将来にわたり、以下の各号の事項を表明し、保証するものとします。

イ 自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいいます）、親会社、子会社、または関連会社が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」といいます）のいずれにも該当しないこと。

ロ 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、約款の締結および履行をするものではないこと。

(2) 前項のほか、当社および契約者は、互いに相手方に対し、直接または間接を問わず以下の各号に定める行為を行わないことを表明し、保証するものとします。

イ 自らもしくは第三者を利用した、詐術、暴力的行為、脅迫的言辞または法的な責任をこえた不当な要求等の行為

ロ 偽計もしくは威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

ハ 反社会的勢力から名目の如何を問わず、資本または資金の導入および関係を構築する行為

ニ 反社会的勢力に対して名目の如何を問わず、資金提供をする行為

ホ 反社会的勢力が当社または契約者の経営に関与する行為

第 51 条（統計情報の取扱い）

(1) 当社は、契約者が J:COM でんき家庭用コースを利用することによって得られる全ての情報を管理します。

(2) 前項に定める情報（個人を特定できる情報は含みません）は、当社が統計・集計等を行い、当社の営業・プロモーション活動に活用することがあります。

(3) 当社は、契約者の J:COM でんき家庭用コース利用に関する統計情報（個人を特定できる情報は含みません）を作成することができます。なお、当該統計情報およびこれらに基づく情報は当社に帰属し、契約者は如何なる権利も持たないものとします。